門真市立小学校放課後児童クラブ清掃作業業務委託仕様書

この仕様書は、門真市内の放課後児童クラブにある下記内容の清掃業務を委託するにつき、必要な事項を定める。

１．　業務内容

⑴ 換気扇・扇風機清掃（数量は別紙のとおり）

①清掃を開始する前に動作点検を行い、正常に作動するか確認すること。

②常に整理整頓を行い危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努めること。

③清掃完了後は担当者と立ち合いのもとで稼働させ、動作確認を行い、故障その他不具合が生じている場合は速やかに復旧させること。

④作業後は周辺の現状復帰を行うこと。

⑤清掃作業中の写真を撮り、作業終了後、完了報告書を紙ベース及びデータで提出し、機器に異常を認めた箇所があった場合は速やかに報告すること。

⑵カーテンクリーニング清掃（数量は別紙のとおり）

クリーニング清掃を行うこと。なお、取り外し・取り付け作業も含むこととする。

２．業務履行場所・対象

門真市立沖小学校放課後児童クラブ

３．業務日時

門真市が指定する日時（日曜日及び祝日は除く）

原則として、作業回数は１回とするが、複数回にわたって作業が必要な場合は、市と協議により回数を決定するものとする。なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、期限までに完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して期限の延長を求めることができる。延長日数は、発注者と受注者とが協議して定める。

４．支払条件

完了払

５．委託期間

契約締結日から令和９年２月 28 日（日）まで

６．注意事項

・業務遂行に必要な用具及び洗浄液等は受託者の負担とする。
また、業務の実施において市の設備等に損害を与えた場合は、受託者の負担により修繕を行うものとする。
・業務遂行については門真市立沖小学校放課後児童クラブの運営に支障をきたさない範囲で行うものとし、その日程は市と十分協議すること。
・放課後児童クラブ関係者、学校関係者、業務従事者等の事故防止に努めるとともに、第三者及び学校施設に危害損傷を与えないよう十分注意すること。
・本仕様書に疑義が生じたときは、協議して取り決めるものとする。

別紙　（数量について）

項目	数量
カーテン　（4.5m×8.5m）	４枚
カーテン　（３m×４m）	１枚
カーテン　（2.1m×6.7m）	６枚
扇風機清掃	４個
換気扇清掃	４個